

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料(税)の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、地方税及び保険料(税)の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税及び保険料(税)の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料(税)の納付管理に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 収滞納状況の照会② 滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③ 納付書等の返戻④ 口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 収納消込システム2. 稅務情報システム3. 口座管理システム4. 証明書コンビニ交付システム5. 団体内統合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)納付情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会は実施する 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項</p> <p>■情報提供は実施しない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	財務部 収税課
-----	---------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	財務部 収税課
-----	---------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された特定個人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・特定個人情報が記載された申請書等の廃棄

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 特に力を入れている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス可能な職員を年度ごとに更新し、年度当初にアクセス権限の追加・削除を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	II-1 対象人数	令和2年6月14日 時点	令和3年6月4日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 取扱者数	令和2年6月14日 時点	令和3年6月4日 時点	事後	
令和4年2月25日	I-1. ①事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の利用等に関する法律(平成二十五年)	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の利用等に関する法律(平成二十五年)	事後	項目の見直し
令和4年2月25日	I-3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年)	事後	項目の見直し
令和4年2月25日	I-1. ①事務の概要	・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の利用等に関する法律(平成二十五年)	・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の利用等に関する法律(平成二十五年)	事前	項目の見直し
令和4年2月25日	I-3. 法令上の根拠	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年)	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年)	事前	項目の見直し
令和4年2月25日	I-4. ②法令上の根拠	■情報照会は実施する ■情報照会は実施しない	■情報照会は実施する ■情報照会は実施しない	事前	項目の見直し
令和4年2月25日	II-1 対象人数	令和3年6月4日 時点	令和4年2月25日 時点	事後	項目の見直し
令和4年2月25日	II-2 取扱者数	令和3年6月4日 時点	令和4年2月25日 時点	事後	項目の見直し
令和4年11月7日	I-3. 法令上の根拠	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年)	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年)	事後	項目の見直し
令和4年11月7日	I-4. ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項)	番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、42の項、82の項、94項、116項、121の項)	事後	項目の見直し
令和4年11月7日	I 5. ①	税務部 収税課	財務部 収税課	事後	項目の見直し
令和4年11月7日	I 7.	税務部 収税課	財務部 収税課	事後	項目の見直し
令和4年11月7日	I-8 連絡先	税務部 収税課	財務部 収税課	事後	項目の見直し
令和4年11月7日	II-1 対象人数	令和4年2月25日 時点	令和4年11月7日 時点	事後	項目の見直し
令和4年11月7日	II-2 取扱者数	令和4年2月25日 時点	令和4年11月7日 時点	事後	項目の見直し
令和5年6月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点	事後	項目の見直し
令和5年6月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点	事後	項目の見直し
令和7年2月17日	I-3. 法令上の根拠	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16項、30項、59項、68項、94項、101項 並びに行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、24条、46条、50条、68条、74条	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、24条、46条、50条、68条	事後	
令和7年2月17日	I-4. ②法令上の根拠	■情報照会は実施する。 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、42の項、82の項、94の項、116の項、121の項) 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条、25条、43条の2の2、47条、59条の2の2、59条の4 ■情報提供は実施しない	■情報照会は実施する。 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表 48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項 ■情報提供は実施しない	事後	
令和7年2月17日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		
令和7年2月17日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点		
令和7年2月17日	IV 8.		【十分である】 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようとしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された特定個人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・特定個人情報が記載された申請書等の廃棄	事後	新様式施行による追加
令和7年2月17日	IV 11.		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 【特に力を入れている】 システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス可能な職員を年度ごとに更新し、年度当初にアクセス権限の追加・削除を行っており、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	新様式施行による追加
令和7年11月19日	I-3. 法令上の根拠	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	削除	事後	項目の見直し
令和7年11月28日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年11月4日 時点	事前	